2　定位放射線治療について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、呼吸性移動対策を行った場合は、定位放射線治療呼吸性移動対策加算として、所定点数に次の点数を加算する。

イ　動体追尾法　10,000点

ロ　その他　5,000点

M002　全身照射（一連につき）　30,000点

注　造血幹細胞移植を目的として行われるものに限る。

M003　電磁波温熱療法（一連につき）

1　深在性悪性腫瘍に対するもの　9,000点

2　浅在性悪性腫瘍に対するもの　6,000点

M004　密封小線源治療（一連につき）

1　外部照射　80点

2　腔内照射

イ　高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合　10,000点

ロ　その他の場合　5,000点

3　組織内照射

イ　前立腺癌に対する永久挿入療法　48,600点

ロ　高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合　23,000点

ハ　その他の場合　19,000点

4　放射性粒子照射（本数に関係なく）　8,000点

注1　疾病、部位又は部位数にかかわらず、一連につき算定する。

2　使用した高線量率イリジウムの費用として、購入価格を50円で除して得た点数を加算する。

3　使用した低線量率イリジウムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。

4　前立腺癌に対する永久挿入療法を行った場合は、使用した線源の費用として1個につき630点を加算する。ただし、この場合において、注6の加算は算定できない。

5　食道用アプリケーター又は気管、気管支用アプリケーターを使用した場合は、それぞれ6,700点又は4,500点を所定点数に加算する。

6　使用した放射性粒子の費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。

7　使用したコバルトの費用として、購入価格を1,000円で除して得た点数を加算する。

M005　血液照射　110点

第13部　病理診断

通則

1　病理診断の費用は、第1節及び第2節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。ただし、病理診断に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、第1節及び第2節並びに第3部第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

2　病理診断に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規定する場合を除き、前号により算定した点数及び第3部第5節の所定点数を合算した点数により算定する。

3　病理診断に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前2号により算定した点数及び第3部第6節の所定点数を合算した点数により算定する。

4　第1節又は第2節に掲げられていない病理診断であって特殊な病理診断の病理標本作製料又は病理診断・判断料は、第1節又は第2節に掲げられている病理診断のうちで最も近似する病理診断の各区分の所定点数により算定する。

5　対称器官に係る病理標本作製料の各区分の所定点数は、両側の器官の病理標本作製料に係る点数とする。

6　保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律第2条に規定する病理学的検査を委託する場合における病理診断に要する費用については、第3部検査の通則第6号に規定する別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。ただし、区分番号N006に掲げる病理診断料については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間において行うときに限り算定する。

7　テレパソロジーにより、区分番号N003に掲げる術中迅速病理組織標本作製又は区分番号N003－2に掲げる術中迅速細胞診を行う場合には、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間において行うときに限り算定する。

第1節　病理標本作製料

通則

1　病理標本作製に当たって、3臓器以上の標本作製を行った場合は、3臓器を限度として算定する。

2　リンパ節については、所属リンパ節ごとに1臓器として数えるが、複数の所属リンパ節が1臓器について存在する場合は、当該複数の所属リンパ節を1臓器として数える。

区分

N000　病理組織標本作製（1臓器につき）　860点

N001　電子顕微鏡病理組織標本作製（1臓器につき）　2,000点

N002　免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製

1　エストロジェンレセプター　720点

2　プロジェステロンレセプター　690点

3　HER2タンパク　690点

4　EGFRタンパク　690点

5　CCR4タンパク　10,000点

6　その他（1臓器につき）　400点

注1　1及び2の病理組織標本作製を同一月に実施した場合は、180点を主たる病理組織標本作製の所定点数に加算する。

2　6について、確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、1,600点を所定点数に加算する。

N003　術中迅速病理組織標本作製（1手術につき）　1,990点

N003－2　術中迅速細胞診（1手術につき）　450点

N004　細胞診（1部位につき）

1　婦人科材料等によるもの　150点

2　穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの　190点

注1　1について、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、婦人科材料等液状化検体細胞診加算として、18点を所定点数に加算する。

2　2について、過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、液状化検体細胞診加算として、85点を所定点数に加算する。